



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 新規学卒者の卒業後3年以内の離職状況

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 平成27年相続税改正

NEWS1. 新卒3年以内の離職率

新卒入社に関してはよく七五三と言われます。これは入社3年以内に、中卒は7割、高卒は5割、大卒は3割が退職するという意味ですが、この離職率に関する最新のデータが厚生労働省より公表されました。

新規学卒者の卒業後3年以内離職率は、いずれも前年に比べて増加しています。

大学 32.4% (前年比1.4ポイント増) 高校 39.6% (前年比0.4ポイント増) 中学64.8% (前年比2.7ポイント増)

事業所規模別の卒業後3年以内の離職率

①高卒の離職率

1,000人以上	22.8% (1.1ポイント増)
500~999人	28.7% (0.5ポイント増)
100~499人	32.1% (1.1ポイント増)
30~99人	39.6% (1.3ポイント増)
5~29人	51.4% (1.1ポイント増)
5人未満	60.4% (0.7ポイント減)

②大卒の離職率

1,000人以上	20.0% (0.7ポイント増)
500~999人	28.2% (0.1ポイント増)
100~499人	36.8% (0.5ポイント増)
30~99人	47.2% (0.2ポイント減)
5~29人	58.2% (0.9ポイント増)
5人未満	67.6% (1.0ポイント増)

主な産業別の卒業後3年以内の離職率

①高卒については「建設業」、「卸売業」、「小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業(他に分類されないもの)」等で全体平均を上回っており、特に「小売業」は53.3%、「宿泊業、飲食サービス業」は66.9%、「教育、学習支援業」は65.7% ②大卒については「小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」「サービス業(他に分類されないもの)」等で全体平均を上回っており、特に「宿泊業、飲食サービス業」については52.3%と高い離職率となっています。

ブラック企業などの問題もありますが、ある程度の我慢の後にしか身についてこない能力はどの業種にも存在します。

NEWS2. (書籍の紹介)

現場論 「非凡な現場」をつくる論理と実践 遠藤功

「現場力を鍛える」「見える化」に続く現場改善のための指南書。

<本文引用>

生産性の低い現場には「しか」がじつに多い。「私しかできない」「彼にしか任せられない」「これしかやらない」など、仕事が属人化し、放置されたままになっている。標準化がまったく進んでいないのだ。一方、生産性の高い現場では「でも」が多い。「誰でもできる」「新人でもこなせる」など、標準化が確立され、誰にとっても「当たり前」になっている。

遠藤 功

現場論

「非凡な現場をつくる論理と実践」

33冊15万部のベストセラー「現場力を鍛える」の巻末から10年、その後の全エッセンスが詰まった10年間の集大成遂に発売

読めば、どの現場も必ず強くなる。

情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先: 朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 田中・神山 052-571-5480
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

Question

最近相続の改正についてよく耳にします。その概要と対策のポイントがあれば教えてください。

Answer

相続税の改正については、**平成27年1月1日より**、主に以下のような改正があります。

1. 基礎控除額の引下げ
 2. 税率構造の改正 (最高税率引き上げ等)
- 相続対策のポイントは、**1年でも早く始めること**にあります。
今年の年内の対策も、まだ間に合う方もいらっしゃると思います。
気になる方はぜひ一度、専門家にご相談下さい。



【解説】

いよいよ来年に迫った相続大改正まで、あと1ヶ月となりました。ここでその概要を簡単に確認します。

1. 基礎控除額の引下げ

相続税の基礎控除額が現行の**6割**相当に引下げられます。

現行 $5,000万円 + 1,000万円 \times \text{法定相続人の数}$

改正後 $3,000万円 + 600万円 \times \text{法定相続人の数}$

例えば、相続人が配偶者と子供2人の計3人の場合、
改正後では3,200万円課税の対象となる遺産総額が増加します。

2. 税率構造の改正 (最高税率引き上げ等)

税率構造の見直しとして、2億円超3億円以下部分が**40%から45%**に、
6億円超部分が**50%から55%**に、それぞれ**税率が引上げ**られます。

各取得分金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1700万円
3億円超	50%	4700万円



各取得分金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1700万円
3億円以下	45%	2700万円
6億円以下	50%	4200万円
6億円超	55%	7200万円

根拠条文等

相続税及び贈与税の税制改正のあらまし

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 田中・神山 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850